

安芸太田町物品等一般競争事務処理要領を次のように定める。

平成28年6月1日

安芸太田町長 小坂 眞治

### 安芸太田町物品等一般競争入札事務処理要領

#### 1 趣旨

この要領は、物品等に係る一般競争入札に関し、安芸太田町財務規則（平成16年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 対象とする契約

この要領において対象とする契約は、次に掲げるもので一般競争入札に付するものとする。

ア 物品の購入、修繕、借受け

イ 役務の提供等（建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務並びにアを除く委託業務又は役務の提供をいう。）

#### 3 入札に参加するものに必要な資格

（1）入札に参加しようとする者に必要な資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

イ 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、町の指名除外を受けていないこと。

（2）前号に加え、入札参加資格要件として、次の事項のいずれかを定めるものとする。

ア 発注に対応する品目種別について、施行令第167条の5第1項第及び第167条の11第2項の規定により、あらかじめ町長が定めた競争入札参加資格の認定を受け、その有効期間を経過していないこと。

イ アに定める事項と同等と町長が認める許可、認可等を受けていること。

（3）前号により難しい場合は、同号ア及びイに代え、入札参加資格要件として、次の事項を定めることができる。

ア 営業に必要な許可、認可等を受けていること。

イ 安芸太田町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（4）前3号に掲げる事項のほか、契約の性質、目的等に応じ、入札参加資格として、次の事項を定めることができるものとする。

- ア 業務を行うための一定の資格を有すること。
- イ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。
- ウ 発注する業務について一定の実績を有すること。
- エ 本社、支社、営業所等を一定の地域に有すること。
- オ アからエまでのほか、必要と認める事項

#### 4 入札参加資格要件の決定等

前項の入札参加資格要件は、規則第2条第7号に定める契約担当職員が決定する。

#### 5 公告の方法等

- (1) 規則第86条に定める公告(以下「公告」という。)は、ホームページへの掲載及び掲示により行うものとする。
- (2) 契約担当職員が必要と認める場合は、前号に定める方法に加え、その他の方法により、公告することができる。
- (3) 公告する事項は、規則第87条第1号から第6号までのほか、次の事項とする。
  - ア 落札者の決定方法
  - イ 契約保証金に関する事項
  - ウ 入札に参加する方法
  - エ アからウまでのほか、契約担当職員が必要と認める事項
- (4) 公告の標準的な文例は、総務課長が別に定める。
- (5) 公告日を決定する場合は、見積期間、入札参加資格確認申請の受付期間、質問期間等に十分配慮するものとする。

#### 6 入札説明書及び仕様書等の交付又は閲覧

- (1) 当該入札に係る仕様書及び図面は、公告に定める期間に交付し、又は閲覧に供するものとする。
- (2) 仕様書又は図面に対する質問は、質問書によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧等により当該入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)全員に周知する。ただし、現場説明等を行う場合はこの限りでない。

#### 7 説明会の実施

契約担当職員は、当該契約の性質、目的等により、特に必要があると認めるときは、仕様書及び図面の内容について、説明会を実施することができる。

#### 8 入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 入札参加希望者は、公告に定める期限までに、入札参加資格確認申請書を契約担当職員に、持参により提出しなければならない。ただし、公告に定めるところにより、郵便等(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。)による提出ができるものとする。
- (2) 入札参加希望者は、公告に定める入札参加資格要件に応じ、必要な書類を入札参加資格確認申請書に添付しなければならない。

- (3) 入札参加資格確認申請書及び前号に定める必要な書類（以下「確認申請書等」という。）の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (4) 確認申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置に関する調査等を行うものとする。

#### 9 入札参加資格の要件

契約担当職員は、確認申請書等の内容を審査し、当該入札参加資格要件に適合しているかを確認するものとする。

#### 10 入札参加資格要件の確認結果の通知

- (1) 当該入札参加資格要件の適否を確認したときは、公告に定める期限までに、その確認結果を入札参加資格確認結果通知書により通知するものとする。
- (2) 前号の場合において、当該入札参加資格要件に適合しないとされた者に対しては、その理由を記載するものとする。

#### 11 無資格者への理由説明

契約担当職員は、入札参加希望者のうち、当該入札参加資格要件に適合しないとされた者の求めがあれば、その理由を説明するものとする。

#### 12 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項本文の定めるところによる。ただし、契約担当者が特に必要と認める場合は、同令第167条の10の定めるところによることができる。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、開札に立ち会っていない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 13 入札結果等の閲覧

契約担当職員は、本要領に基づき実施した一般競争入札の結果等を閲覧に供するものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。